

平成28年玉村町議会第1回定例会会議録第5号

平成28年3月18日（金曜日）

議事日程 第5号

平成28年3月18日（金曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 議案第 5号 玉村町行政不服審査会条例の制定について
 - 日程第 2 議案第 6号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
 - 日程第 3 議案第 7号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
 - 日程第 4 議案第26号 平成28年度玉村町一般会計予算
 - 日程第 5 議案第27号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計予算
 - 日程第 6 議案第28号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
 - 日程第 7 議案第29号 平成28年度玉村町介護保険特別会計予算
 - 日程第 8 議案第30号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
 - 日程第 9 議案第31号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計予算
 - 日程第10 議案第32号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
 - 日程第11 議案第33号 平成28年度玉村町水道事業会計予算
 - 日程第12 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第13 閉会中における所管事務調査の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5号 玉村町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第 2 議案第 6号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 7号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第26号 平成28年度玉村町一般会計予算
- 日程第 5 議案第27号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第28号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 7 議案第29号 平成28年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第30号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

- 日程第 9 議案第 31 号 平成 28 年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 10 議案第 32 号 平成 28 年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 11 議案第 33 号 平成 28 年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 12 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 13 閉会中における所管事務調査の申し出
- 追加日程第 1 議案第 37 号 平成 27 年度玉村町一般会計補正予算（第 10 号）
- 追加日程第 2 議案第 38 号 平成 27 年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）

出席議員（16人）

1番	月田均君	2番	渡邊俊彦君
3番	石内國雄君	4番	笠原則孝君
5番	齊藤嘉和君	6番	備前島久仁子君
7番	川端宏和君	8番	島田榮一君
9番	町田宗宏君	10番	三友美恵子君
11番	柳沢浩一君	12番	浅見武志君
13番	石川眞男君	14番	宇津木治宣君
15番	筑井あけみ君	16番	高橋茂樹君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	教育長	新井道憲君
総務課長	高井弘仁君	経営企画課長	金田邦夫君
税務課長	井野成美君	健康福祉課長	月田昌秀君
子ども育成課長	齋藤修一君	住民課長	山口隆之君
生活環境安全課長	齊藤治正君	経済産業課長	大谷義久君
都市建設課長	高橋雅之君	上下水道課長	萩原保宏君
会計管理者兼会計課長	金井満隆君	学校教育課長	小板橋保君
生涯学習課長	小柴可信君		

事務局職員出席者

議会事務局長	石関清貴	庶務係兼 議事調査係長	松田純一
主査	平野里都子		

○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（高橋茂樹君） 本日は、日程追加として、あらかじめお手元に配付いたしました追加 2 議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 2 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、2 議案を日程に追加し、議題とすることに決いたしました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 議案第 5 号 玉村町行政不服審査会条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1、議案第 5 号 玉村町行政不服審査会条例の制定について。

この議案につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

笠原則孝総務常任委員長。

〔総務常任委員長 笠原則孝君登壇〕

◇総務常任委員長（笠原則孝君） それでは、議案第 5 号 玉村町行政不服審査会条例の審査報告を申し上げます。

3 月 3 日の本会議において、町長から提案説明があった議案第 5 号について、総務課長に補足説明を求めました。その結果、補足説明としましては、行政庁の違法または不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関して、国民の行政庁に対する不服の審査を言い、簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保するための制度と。具体的には、町の処分に対して行われた異議申し立てについて審査すると、こういうことなのですが、難しいことなのですが、ほとんどが税金滞納とか、それらの類するものの異議申し立てとなります。

まず、町の処分としては、税金の課税、滞納処分に対する差し押さえ、保育料の決定等が当たりまず。そして、法改正による不服審査制度の主な変更点、1 番、審査請求に一元化と、不服申し立ての

種類を一元化するという事です。第2、審理員制度の導入。市町村長は審理員を指名し、審理員による審理を行うと。そして3番目としまして、行政不服審査会への諮問手続の新設と、これが審査庁（審理員）の判断の妥当性を第三者がチェックすると。今まではなかったのですが、この第三者がチェックするという事になりました。

そして条例としては、行政不服審査法が平成26年6月に全部改正になりました。そして、平成28年4月から施行されるに当たり、不服申し立ての審理について第三者機関への諮問が制度化されたことから、その第三者機関の設置について条例で定める必要が生じたためです。それとしましては、1、執行機関の附属機関として行政不服審議会を設置する。審査会委員は5名以内とする。それから、次に委員の任期は2年とし、身分は非常勤の特別職となると、報酬は玉村町報酬及び費用弁償支給条例で定める日額7,700円。審査の内容において、必要に応じた専門委員を置くことができるということでございます。そして、委員が秘密を漏らしたときの罰金規定を求めると、1年以内の懲役または50万円以下の罰金と、県内市町村も同様となります。

そして、このことについて審議した結果、例を申し上げますと、齊藤委員より、当町の不服申し立ての状況について内容を教えてくださいということで、課長補佐が答えています。平成25年度には2件、平成27年度に5件ありました。平成27年度のうち、2件はこれから審議するものになります。それ以外の審査済みのものについては、滞納処分で差し押さえられたものがあります。こちらにつきましては、法律手続上正しいかどうかを判断しまして、それが間違いないということで棄却となりました。異議申し立てを認めないという結論が出ております。あとの保育料の決定につきましては、保育料の算定に世帯家族の収入を入れるかどうかということがありました。こちらについても法令等を照らし合わせ、間違いないということで異議申し立てを認めていませんので、いずれも異議申し立てについては棄却ということになりました。

以上のようなことで、本件は表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で総務常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第2 議案第6号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、議案第6号 行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第3 議案第7号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第3、議案第7号 行政不服審査法の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 4 議案第 26 号 平成 28 年度玉村町一般会計予算

○日程第 5 議案第 27 号 平成 28 年度玉村町国民健康保険特別会計予算

○日程第 6 議案第 28 号 平成 28 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算

○日程第 7 議案第 29 号 平成 28 年度玉村町介護保険特別会計予算

○日程第 8 議案第 30 号 平成 28 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算

○日程第 9 議案第 31 号 平成 28 年度玉村町下水道事業特別会計予算

○日程第 10 議案第 32 号 平成 28 年度玉村町宅地造成事業特別会計予算

○日程第 11 議案第 33 号 平成 28 年度玉村町水道事業会計予算

◇議長（高橋茂樹君） 次に、予算特別委員会に付託となっておりました日程第 4、議案第 26 号 平成 28 年度玉村町一般会計予算から日程第 11、議案第 33 号 平成 28 年度玉村町水道事業会計予算までの 8 議案を一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 4、議案第 26 号から日程第 11、議案第 33 号までの 8 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより予算特別委員長の審査報告を求めます。

三友美恵子予算特別委員長。

〔予算特別委員長 三友美恵子君登壇〕

◇予算特別委員長（三友美恵子君） 予算特別委員会審査報告を申し上げます。

3月9日、10日の2日間、予算特別委員会が開催され、連日活発な議論がなされ審査が行われま

した。本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおりに決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第26号 平成28年度玉村町一般会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第27号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第28号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第29号 平成28年度玉村町介護保険特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第30号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第31号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第32号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第33号 平成28年度玉村町水道事業会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

◇議長（高橋茂樹君） 以上で予算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算特別委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

最初に、日程第4、議案第26号 平成28年度玉村町一般会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第5、議案第27号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第6、議案第28号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算の審査報告に対

する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第7、議案第29号 平成28年度玉村町介護保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第8、議案第30号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第9、議案第31号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第10、議案第32号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第11、議案第33号 平成28年度玉村町水道事業会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で予算特別委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより議案第26号 平成28年度玉村町一般会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第27号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第28号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第29号 平成28年度玉村町介護保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第30号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第31号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第32号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第33号 平成28年度玉村町水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

◇

○日程第12 開会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第12、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第13 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第13、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。



○追加日程第1 議案第37号 平成27年度玉村町一般会計補正予算（第10号）

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第1、議案第37号 平成27年度玉村町一般会計補正予算（第10号）。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第37号 平成27年度玉村町一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

内容につきましては、繰越明許費の補正で、2事業の追加をさせていただくものでございます。

まず、総務費では公共施設等総合管理計画基礎データ作成事業で、公共施設等総合管理計画策定の基礎データとなる固定資産台帳整備を行うものですが、玉村ゴルフ場等の町で借りている物件（土地）の数が多く、全ての確認作業と整理に不測の日数を要したため、今年度中に予定していた事業が完了しないことが見込まれることから、翌年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

また、土木費では文化センター周辺まちづくり事業で、土地区画整理事業に伴う地区外、場所は中央小学校の北側及び西側であります。この水路の切り回し工事を施工しておりますが、隣接する中央小学校の大規模改修工事と施工時期等の調整によりおくれが生じたため、今年度中に予定していた事業が完了しないことが見込まれることから、翌年度に繰り越しをさせていただくものでございます。

以上、ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○追加日程第2 議案第38号 平成27年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第5号）

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第2、議案第38号 平成27年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第5号）。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第38号 平成27年度玉村町介護保険特別会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、介護保険特別会計の総務管理費・基幹総合業務システム費用83万2,000円を次年度へ繰り越すものでございます。

内容につきましては、12月に補正いたしました制度改正に伴う介護保険システムの改修費です。現在システム開発のスケジュールに不測の日数が生じておりますが、8月の負担限度額認定証発送には間に合いますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。



○町長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） この際、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 平成28年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

3月11日で、東日本大震災から5年が経過いたしました。ここに、改めて犠牲になられました方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。そして、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、本定例会は3月3日に開会されまして本日までの16日間、議員の皆様方には平成28年度一般会計当初予算を初め、追加議案を含む36議案につきまして慎重にご審議をいただき、1議案を除く35議案につきまして原案のとおりご決議賜りまことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

施政方針の中で述べましたとおり、平成28年度の予算編成は厳しい財政状況の中ではありますが、第5次総合計画及び都市計画マスタープラン、玉村町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に推進

するとともに、限られた財源を効率的、効果的に活用し、安定した財政基盤を確立して町政発展のため全力で取り組んでまいりたい決意でありますので、議員各位におかれましても今後ともご支援、ご協力をお願いいたします。

また、本定例会におきまして13人の議員各位から一般質問があったわけですが、各議会で賜りましたご意見、ご提案につきましても十分尊重させていただき、町政の発展を目指し努力してまいりたいと存じますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

なお、3月31日をもちまして、高井弘仁総務課長並びに井野成美税務課長が退職されることになりました。高井課長、井野課長におかれましても、町民福祉の向上のため懸命に努力され、職員の模範となって町政の発展のために大変ご尽力をいただきました。長年にわたるご功績、ご努力に対しまして深く感謝申し上げます。退職されます高井課長、井野課長におかれましても、今後とも本町発展のため折に触れてご指導、ご協力をいただきますよう心からお願い申し上げます。どうかこれからもなお一層のご多幸、またご健勝でありますよう心からお祈りいたしまして、意を尽くせませんが、はなむけの言葉といたします。

最後になりましたが、これから年度末、そして年度初めという多忙の時期を迎えるわけですが、議員の皆様方には健康には十分ご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。



○退職課長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 次に、3月31日をもって玉村町役場を定年退職となります2人の課長より、最後の定例会に当たり発言を求められておりますので、これを許します。

初めに、高井弘仁総務課長。

〔総務課長 高井弘仁君登壇〕

◇総務課長（高井弘仁君） 貴重なお時間をいただきまして大変ありがとうございます。

それから、先ほどは平成28年度の予算関係を初め、議案につきましてご承認いただきまして大変ありがとうございました。私ごとではありますが、本月の31日をもちまして定年退職という運びになりました。議員の皆様各位におかれましては大変お世話になり、ありがとうございました。

私は、昭和54年に当庁に入職をしまして、37年間勤めるということであります。いろいろ皆さんにはご指導いただきまして、本当にありがとうございます。総務を約11年、それから国保関係で10年、ほかに数年ということでお世話になりました。特に課長になってから、私は8年間ということで皆様と身近に深くかかわりを持たせていただきました。皆様のご指導、ご鞭撻、それからご協力をいただきまして、本当に勉強になる8年間だというふうに思っております。在職中の大きな思い出の一つとしましては、十一、二年前だったと思いますが、平成の大合併のときに消防問題で、皆様方も大変ご苦労いただきました。私も非常にそのときのことの思い出が大きく残っております。

それから、今定例会の初日で、大変申しわけありません、私の不徳のいたすところで不承認ということになりました。ただ、皆様方の大きなお気持ちのもとに、最後は予算のほうを可決いただきましてありがとうございます。まだまだいろいろ皆様とお話はしたいところではありますが、最後に皆様方のこれからのご健勝とますますのご活躍をいただきまして、玉村町が大きく羽ばたくことをご祈念申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍 手〕

◇議長（高橋茂樹君） 次に、井野成美税務課長。

〔税務課長 井野成美君登壇〕

◇税務課長（井野成美君） 高橋議長のお許しをいただきましたので、退職に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

今議会中、議員の皆様から慰労の言葉をいただきました。また、ただいま町長からも慰労の言葉をいただき、大変に恐縮しております。

私も高井総務課長と同じで54年の入職ですので、37年間勤めさせていただきました。最初と最後は税務課のお世話になり、その間に7つの課にかかわってまいりました。課長になってからは、住民課、生涯学習課、税務課と大過なく過ごすこともできましたのは、皆様のおかげと感謝申し上げます。37年間の間で一番長く勤めたのが、当時の社会教育課で11年間お世話になりました。社会教育課から生涯学習課へ移行するときに、東京の国立社会教育館に1カ月半通い社会教育主事を取ったことは、今では大変楽しい思い出の一つとなっております。

さて、今回の議会でもたびたび取り上げられましたが、町の中央を広域幹線道路が通り、東の伊勢崎市と西の高崎市には、これから大きな工業団地ができ、北にはスーパーモール、そして日赤病院ができる。また、関越北関東自動車道のインターが近隣に2つもある町がこれから発展しないわけではないと思います。しかしながら、高齢化は着実に進んでいくものと思われまますので、高齢者には優しい町をつくっていただきたいと思います。

私ごとではありますが、土日の夕方、犬を連れまして広域幹線道路の側道を散歩しております。1年を通して大変に美しい散歩道で、遠くに浅間山を望みながら田園風景に夕日が沈んでまいります。このような豊かな玉村町が議会の皆様のご活躍により、今後もますます繁栄することをご祈念申し上げ、言葉は整いませんが、退任の挨拶とさせていただきます。長い間本当にありがとうございました。

〔拍 手〕

◇

○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 平成28年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月3日に開会し、本日までの16日間にわたり平成27年度の補正予算や平成28年

度に向けた新規条例の制定、あるいは一般会計や特別会計予算など、新年度の町長施政方針に基づく諸施策を展開する上での根拠となる重要な議案を熱心にご審議いただきました。また、予算特別委員会や各常任委員会、あるいは13名の議員からの一般質問においても活発な議論が行われるなど、まことに意義深い議会となりました。

角田町長におかれましては、当選後初めての定例会となったわけですが、議案審議や一般質問の際に議員から提案のありました意見や要望等を町民の声として十分に尊重され、今後の行政運営に反映されることを強く求めるものであります。議会といたしましても、町民の代表として職の重さを十分認識し、町民の負託に応えるようより一層努力してまいります所存です。ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、今定例会では第四保育所の給食調理業務委託料の債務負担行為補正である承認第1号 専決処分を報告し、承認を求めることについて（平成27年度玉村町一般会計補正予算（第8号））議案につきましては、議会としてはこれを賛成少数により不承認との判断をいたしました。その後、町長からこの専決処分の不承認に伴う措置として地方自治法第179条第4項の規定に基づき、議会に説明と報告が行われ、最終的には義務的経費である債務負担行為を含む議案第26号 平成28年度玉村町一般会計予算は全会一致で可決となりました。しかしながら、この専決処分が不承認となったことに対する町長の責任は非常に重いものがあると思われまます。よって、今後は専決処分の重要性について改めて認識していただくとともに、その取り扱いについては引き続き慎重を期するよう強く要望するものであります。

さて、先ほどご挨拶をいただきました高井課長と井野課長におかれましては、今月をもって定年退職を迎えるわけですが、これまで長きにわたり玉村町役場の模範職員として、また幹部職員としてその職務を遂行し、多くの分野で実績を残されるとともに、次世代の玉村町役場を支える若き職員の育成にも当たられました。議会を代表し、改めて心から感謝申し上げます。今後は、第二の人生を歩まれるわけですが、健康には十分留意され、これまで行政に携わった豊富な経験を生かし、地域住民のリーダーとして玉村町発展のため、ご活躍されますようご期待申し上げます。長い間本当にご苦労さまでした。

結びに当たり、来たるべき平成28年度が玉村町にとりましてさらに飛躍、発展する年度となることを願うとともに、議員各位並びに町長を初め執行各位には、年度末や新年度を控え、何かとご多忙な時期となりますが、健康には十分留意され、ますますご活躍されますようご祈念申し上げます。閉会に当たっての挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） これをもちまして、平成28年玉村町議会第1回定例会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

午後 3 時 1 7 分閉会